

令和5年6月

令和5年第2回

西はりま消防組合議会臨時会会議録

自 令和5年6月26日

至 令和5年6月26日

令和5年第2回西はりま消防組合議会定例会議事日程

令和5年6月26日（月）午後3時55分開会

1 開会挨拶（議長・管理者）

2 開会宣告

3 開議宣告

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

（3番 名村 嘉洋 議員、9番 廣利 一志 議員）

日程第 3 会期の決定（令和5年6月26日（月）の1日）

日程第 4 副議長の選挙について

日程第 5 承認第 4 号 専決処分した事件（西はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めることについて

日程第 6 同意第 1 号 西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることについて

日程第 7 議案第 8 号 財産の取得について

日程第 8 議案第 9 号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

日程第 9 議案第 2 号 西はりま消防組合個人情報保護に関する法律施行条例制定について

4 閉会宣告

5 閉会挨拶（議長・管理者）

会議に出席した議員

1 番	三 浦 隆 利	2 番	角 石 茂 美
3 番	名 村 嘉 洋	4 番	楠 明 廣
5 番	津 田 晃 伸	6 番	浅 田 雅 昭
7 番	森 田 哲 夫	8 番	中 島 貞 次
9 番	廣 利 一 志	1 0 番	小 林 裕 和

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹 孝橋 邦彦 主幹 古林 丈靖

係長 坂本 隼人

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者(たつの市長)	山本	実	副管理者(相生市長)	谷口	芳紀
副管理者(宍粟市長)	福元	晶三	副管理者(太子町長)	沖汐	守彦
副管理者(佐用町長)	庵途	典章	消 防 長	栗岡	耕治
次 長	置村	哲也	相生消防署長	水上	昌史
たつの消防署長	岸	徹	宍粟消防署長	橋岡	透
太子消防署長	廣岡	宏一	佐用消防署長	春國	義人
消防本部総務課長	本間	篤	消防本部予防課長	渡辺	信哉
消防本部警防課長	木村	雅司	消防本部情報指令室長	米津	芳彦

開会挨拶

議長挨拶

○議長（楠明廣議員）

開会に先立ちまして、一言、ご挨拶申し上げます。

さて、梅雨の季節の中、日増しに暑さも加わってまいりました。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが2類相当から5類に移行したこともあり、日常生活の様々な部分で、コロナ禍前の生活に戻りつつあります。

こうした中、議員各位にはご健勝にてご参集賜り、本日ここに令和5年第2回西はりま消防組合議会臨時会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえない次第でございます。

今期臨時会では、すでにお手元にお届けしておりますとおり、承認案件及び契約案件等について審議する予定としております。いずれも重要な案件でございますので、議員各位におかれましては、慎重にご審議いただき、適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（楠明廣議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨の晴れ間にのぞく青空に、夏らしさを感じる季節となりました。

本日、ここに令和5年第2回西はりま消防組合議会 臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、ここに開会が宣せられる運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

また、今期臨時会には、各構成市町の議会から新たに7名の議員の皆様にご出席いただいております。

議員各位におかれましては、本西はりま消防組合発展のため、格別のご理解、ご協力、そしてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今期臨時会でご審議をいただきます案件は、既にお手元にお届けいたしております、承認が1件、同意が1件、条例改正が1件、財産の取得が1件の計4件でございます。これらの案件はいずれも重要なものばかりでございますので、何とぞ慎重なご審議をいただきまして、全議案につきまして、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

開 会 宣 告

○議長（楠明廣議員）

ただ今より、令和5年第2回西はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（楠明廣議員）

これより、本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

管理者より、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度西はりま

消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書が提出されており、その写しを配布しておりますのでご清覧願います。

次に、監査委員より、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査等の結果報告1件及び同法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、合わせてご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長より報告させます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員は10名であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、本臨時会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配布いたしております名簿のとおりでございますので、ご清覧願います。

○議長（楠明廣議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員は過半数を満たしておりますので、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。よって会議は成立いたします。

以上で報告を終わります。

～日程第1 議席の指定～

○議長（楠明廣議員）

これより日程に入ります。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。議席につきましては、ただいまご着席の議席を指定いたします。

～日程第2 会議録署名議員の指名～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第69条の規定により、議長において、3番、名村嘉洋議員、9番、廣利一志議員を指名いたします。

両議員よろしく願いいたします。

～日程第3 会期の決定～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

～日程第4 副議長の選挙について～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

本日召集されました臨時会には、昨年当組合議会で選出されました副議長が、今期の構成市町議会からの組合議員に選出されておらず、現在、欠員となっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、8番、中島貞次議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました、中島貞次議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、中島貞次議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中島貞次議員が議場におられますので、本席から副議長の当選を告知いたします。

ただいま当選されました、中島貞次議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（中島貞次議員）

失礼いたします。

ただいま議員の皆様方の温かいご推挙によりまして、副議長の職にご指名いただきました中島貞次でございます。

今から1年間、議長を支えながら、西はりま消防組合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、何とぞ格別のご協力、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

副議長のあいさつは終わりました。

～日程第5 承認第4号～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第5、「承認第4号 専決処分した事件（西はりま消防組合職員の特

殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について)の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました「承認第4号 専決処分した事件（西はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について）の承認を求めること」につきまして、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、今回、専決処分した事件につきましては、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、法律上の位置付けが、5類感染症に移行されたことに伴い、人事院規則において、当該感染症防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例を定める規定が改正されました。

本来であれば、議会にお諮りし、ご決定いただくものではあります。組合においても、国に準じた取扱いとするため、本条例の一部改正に急を要したことから、当該内容について専決処分をいたしましたので、今回ご承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

附則第5項及び第6項の改正は、今後、新型コロナウイルス感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当し、国の対策本部が設置された場合に、当該措置に係る作業を対象に、防疫等作業手当の特例として、当該手当を支給する規定を新たに加える

ものでございます。

なお、当該消防業務に係る手当の額は、1日につき1,500円、緊急に行われた措置に係る消防業務であって、心身に著しい負担を与える場合にあっては4,000円を超えない範囲において、それぞれの状況に応じて管理者が定める額としております。

附則でございますが、本条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、承認第4号 西はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について の説明を終わらせていただきます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の承認第4号は、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

～日程第6 同意第1号～

○議長（楠明廣議員）

次に日程第6、「同意第1号 西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

地方自治法第117条の規定により、1番 三浦 隆利 議員の退室を求めます。

三浦議員 退室

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（楠明廣議員）

管理者。

○管理者（山本実市長）

ただ今議題となりました同意第1号、西はりま消防組合監査委員選任の同意を求めることにつきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

本件は、組合議会議員のうちから選任される監査委員について、新たに相生市選出である三浦隆利議員を本組合監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196

条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

このたび選任しようとする三浦隆利議員の経歴につきましては、別添資料のとおりでございます。人格高潔にし、豊かな経験を有し適任者であると確信いたしております。

何とぞ慎重ご審議の上、満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の同意第1号は、原案のとおり同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

三浦議員 入場

○議長（楠明廣議員）

ここで、ただいま監査委員に同意されました三浦隆利議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○監査委員（三浦隆利議員）

ただいま監査委員にご同意いただきました相生市議会議員の三浦隆利でございます。

この度は、皆様方のご支援をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

今後は、監査委員としての職責を全うするため、誠実公正にその責務を遂行していきたいと存じております。皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

～日程第7 議案第8号～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第7、「議案第8号 財産の取得について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました議案第8号「財産の取得について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、西はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものでございます。

今回購入する車両につきましては、佐用消防署に配備する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車でありまして、既存車両の経年劣化、ポンプ性能の低下などを勘案し、車両整備計画に基づき、今年度、更新するものでございます。

次に契約方法でございますが、制限付き一般競争入札を去る6月1日に執行した結果、株式会社藤井ポンプ製作所が8千195万円で落札しましたので、今回購入契約を締結しようとするものでございます。

以上で、議案第8号 財産の取得についての提案説明を終わらせていただきますが、何卒、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第8号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第9号～

○議長（楠明廣議員）

次に、日程第8、「議案第9号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（栗岡耕治）

議長。

○議長（楠明廣議員）

消防長。

○消防長（栗岡耕治）

ただいま議題となりました議案第9号「西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

提案の理由につきましては、本条例の引用元省令である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第11条の2の改正は、従来、急速充電設備のうち、全出力が200キロワットを超えるものは変電設備として規制していたものを、全出力の上限を撤廃するとともに、対象とする急速充電設備はコネクタ型であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応等、火災予防上必要な改正を行うものです。第16条の改正は、避雷設備の位置及び構造の規格に関する条文を追加するものとして、産業標準化法の該当する条文を記載するものです。第23条の改正は、「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするほか、併せて図記号による標識を設ける場合、国際標準化機構又は日本産業規格に適合するものとしなければならないものとするよう改正を行うものです。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日からとし、第11条の2の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日からといたしております。

以上で、議案第9号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（楠明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第9号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（楠明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（楠明廣議員）

以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉 会 宣 告

これをもって、令和5年第2回西はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

閉会挨拶

○議長（楠明廣議員）

閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

本臨時会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、理事者におかれましては、本格的な出水期を迎えるにあたり、突発的な自然災害への警戒と対策に万全を期すようお願い申し上げますとともに、今後も引き続き、消防組織、施設の充実につながるよう一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

また、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意賜り、西はりま消防組合の発展と議会活動の充実のため、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（楠明廣議員）

管理者。

管理者挨拶

○山本管理者

令和5年第2回西はりま消防組合議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今期臨時会は、提案いたしましたすべての議案につきまして、原案のとおり承認・同意・可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、当組合が平成25年4月に発足し、11年目を迎えることとなりました。この間、消防行政を取り巻く社会環境の変化や課題解決への取組みに対し、議員の皆様から多大なるご理解とご支援をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

今後も引き続き、住民の皆様の安全・安心を確保するため、あらゆる事案に迅速に対応できるよう、常に緊張感を持ち、組織一丸となって取り組んでまいります。組合議員の皆様には、引き続き、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに臨み、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（楠明廣議員）

皆様、お疲れさまでした。

(午後 4 時 1 5 分閉会)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年6月26日

西はりま消防組合議会議長 楠 明廣

会議録署名議員 名村 嘉洋

会議録署名議員 廣利 一志